明治大学校友会船橋地域支部会則

第１章　総　則

（名　称）

第１条　　本会は、明治大学校友会船橋地域支部と称する。

（地　位）

第２条　　本会は、明治大学校友会会則第３条の規定に基づき設置された
千葉県西部支部（以下「上位支部」という。』に所属する地域支部である。

（目　的）

第３条　　本会は、明治大学校友会本部（以下「本部」という。）の実施する事業並びに上位支部活動に積極的に参加すると共に、会員相互の親睦・交流を図り、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

（事務所）

第４条　　本会の事務所は、地域支部長の居住若しくは地域支部長が指定するところに置く。

２　本会の事務所には、本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録等を備える。

（事　業）

第５条　　本会は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）上位支部との連携による大学賛助のために必要な事業

（２）本会振興のために必要な事業

（３）地域社会に対するＰＲと貢献

（４）会員名簿、会報等の発行

（５）その他本会の目的達成のために必要な事業

第２章　会　員

（構成員）

第６条　　本会は、次の各号に規定する会員により構成する。

（１）本部会則第５条の規定に定める会員資格を有する者（以下「校友」という。）で、千葉県内の「本会所管行政区域」（以下「所管区域」という。）に居住する者

（２）本部会則第６条第１項但し書きの規定に基づき、所管区域に所在する勤務地に所属を変更した者

２　前項各号に規定する会員以外の校友で、所管区域に勤務先又は事業所等がある者を本会の特別会員とすることができる。

３　本会会則第７条の規定に基づく所管区域出身の在学生を、本会の準会員として本会の活動に参加させることができる。

（所管区域）

第７条　　前項第１項に規定する本会の所管区域は千葉県船橋市とする。

第3章　役　員　等

（役　員）

第８条　　本会に次の役員を置く。

（！）地域支部長　　１　名
（２）地域副支部長　　若干名
（３）地域支部幹事長　　１　名
（４）地域支部副幹事長　　若干名は、
（５）地域支部幹事　　若干名
（６）地域支部会計幹事　　若干名
（７）地域支部監査委員　　２　名

（選　任）

第９条　　地域支部長、地域支部副支部長及び地域支部監査委員は会員総会（以下「総会」という。）で選任する。

２　地域支部幹事長、地域支部副幹事長は、地域支部長が指名し、総会の承認を得るものとする。

３　地域支部幹事及び会計幹事は、地域支部長が指名し、総会に報告するものとする。

（任　期）

第１０条　地域支部長、地域副支部長及び監査委員の任期は、就任後４回目に開催する定時総会終結のときまでとする。

２　支部幹事長、副幹事長、幹事及び会計幹事の任期は支部長の任期に準ずる。但し、支部長が欠け、後任の支部長が選任された場合、支部幹事長、副幹事長、幹事及び会計幹事は、後任の支部長が指名した支部幹事長、副幹事長、幹事及び会計幹事が就任したとき退任する。

３　補充により選任された役員の任期は前任者の在任期間とする。

（名誉支部長・顧問・相談役）

第１１条　本会に名誉支部長、顧問及び相談役を置くことができる。

２　名誉支部長、顧問及び相談役は、本会に特別功労のあった者の中から、支部長が総会の同意を得て委嘱する。

３　前項により委嘱された者の任期は支部長の在任期間とする。

（役員の職務）

第１２条　地域支部長は本会の会務を総理し、本会を代表する。

２　副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、予め支部長が指名した順位に従い支部長の職務を代行する。

３　支部幹事長及び副幹事長は支部長の指示に従い本会の運営にあたる。

４　支部幹事及び会計幹事は、支部長の指示により本会の職務を分担する。

５　本会会則第３７条第２項、第３項、第５項乃至第７号の規定を地域支部監査委員に準用する。

第４章　会　議

（総　会）

第１３条　本会は、毎年１回定時総会を開催する。但し必要ある場合は、臨時にこれを開催する。

２　地域支部長は総会開催日より２週間前に、付議事項を記載した文書により、知れたる各会員及び各特別会員（会員権停止中の校友を除く。）に対して通知しなければならない。

３　総会は地域支部長が招集し、議長となる。

４　総会の議事は、出席者（特別会員を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合、本部会則第２７条に規定する「別段の定め」を適用し、定足数を設けない。

（役員会）

第１４条　役員会は総会への付議事項並びに本会の事業、業務及び運営に関する事項を審議・決定する。

２　役員会は、支部監査委員を除く役員により構成する。

３　役員会は、支部長が招集し議長となる。

４　役員会は、構成員の過半数の出席によって成立する。

５　役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

６　支部監査委員は、役員会に出席して意見を述べることができる。

（委員会）

第１５条　本会は、必要に応じ、役員会の議を経て委員会を設ける。

２　委員長及び委員は支部長が指名する。

３　委員会は、委員長が開催日の１週間前に召集し、議長となる。

４　委員会は、支部長よりの諮問を審議し、その結果を支部長に答申する。

５　常設以外の委員会は、諮問に関わる事項が完結した時点で終了する。

６　前条第４項の規定を、委員会に準用する。

第５章　事業年度・会計等

（事業年度）

第１６条　本会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（入会金・年会費）

第１７条　会員及び特別会員は、本会の入会金１，０００円を入会時に納入するものとする。

２　会員及び特別会員は、本会の年会費２，０００円を毎年５月末日までに納入するものとする。

３　会員及び特別会員は、特別の理由のない限り、年会費を３年間未納の場合は会員の資格を失うものとする。

（経費の支弁）

第１８条　本会の経費は入会金、年会費、寄付金その他の収入によって充てる。

（事業計画・報告及び決算）

第１９条　支部長は、翌年度の事業計画書及び予算書並びに当年度の事業報告書及び決算書を４月末日までに作成し、支部監査委員の監査を受け、支部役員会の議を経て確定し、直後に開催する支部総会において、これの承認を得なければならない。

２　支部長は、前項の当該書類に支部役員会の議事録及び支部監査委員の監査報告書を添えて、５月末日まで千葉県西部支部長の報告しなければならない。

３　支部長は、支部会則の変更、役員の交替、総会の開催等、支部運営に関する重要事項についてその都度、千葉県西部支部長に報告するものとする。

第 6 章　その他

（賞　罰）

第２０条　支部長は、本会のために特に功労のあった会員を、総会の同意を得て表彰することができる。

２　支部長は、次の会員を、総会出席者の 3 分の 2 以上の同意により、懲戒し、又は会員資格を停止することが出来る。

（1）　本部会則第４８条第 2 項の規定により会員の停止を受けた者

（2）　本会の会則に著しく違反した者

（3）　本会の名誉を著しく汚す行為があった者

（4）　会員たる面目を著しく必墜する行為があった者

（変更の届出）

第２１条　会員は、氏名、住所、職業及び勤務先に変更があった場合、遅滞なく本会に届け出るものとする。

（会則の改正）

第２２条　この会則の改正は、総会において出席者の３分の２以上の同意により決し、更に、上位支部の総会の議を経たうえで、会長の承認を得なければならない。

２　前項により承認された会則は、承認の日の翌日より施行する。

（規定の優先）

第２３条　この会則に定める規定が、本部会則又は上位支部の会則の規定に抵触する場合は、本部会則及び上部支部会則が優先する。

（規定の解釈）

第２４条　この会則に定めのない事項については、総会の議を経て決定する。

（解　散）

第２５条　本部会則第４５条の規定を本会の解散に摘用する。

（付　則）

この会則は、２００5 年 4 月１日より施行する。

この会則を、２００８年6月２８日に 1 部改正する。

この会則を、２０１０年6月 6 日に１部改正する。